3　沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程を変更しようとするときは、都道府県知事の認可を受けなければならない。

4　第一項又は前項の認可の申請があつたときは、都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見を聴かなければならない。

5　都道府県知事は、沿岸漁場管理規程の内容が次の各号のいずれにも該当するときは、認可をしなければならない。

一　保全活動を効果的かつ効率的に行う上で的確であると認められるものであること。

二　不当に差別的なものでないこと。

三　受益者に第二項第八号の協力（第百十三条及び第百十四条において単に「協力」という。）を求めようとするときは、その額が利益の内容及び程度に照らして妥当なものであること。

6　都道府県知事は、第一項又は第三項の認可をしたときは、沿岸漁場管理団体の名称その他の農林水産省令で定める事項を公示しなければならない。

（沿岸漁場管理団体の活動）

第百十二条　沿岸漁場管理団体は、沿岸漁場管理規程に基づいて保全活動を行うものとする。

2　沿岸漁場管理団体は、農林水産省令で定めるところにより、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を都道府県知事に報告しなければならない。

3　都道府県知事は、保全活動の実施状況、収支状況その他の農林水産省令で定める事項を海区漁業調整委員会に報告するとともに、公表するものとする。

（保全活動への協力のあつせん）

第百十三条　沿岸漁場管理団体は、保全活動の実施に当たり、受益者の協力が得られないときは、都道府県知事に対し、当該協力を得るために必要なあつせんをすべきことを求めることができる。

2　都道府県知事は、前項の規定によりあつせんを求められた場合において、当該受益者の協力が特に必要であると認めるときは、あつせんをするものとする。

（協力が得られない場合の措置）

第百十四条　前条第二項のあつせんを受けたにもかかわらず、なお受益者の協力が得られないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動を実施する上で支障が生じている場合において、第六十四条第一項（同条第八項において準用する場合を含む。）の規定により沿岸漁場管理団体がその支障の除去に関する意見を述べたときは、都道府県知事は、海区漁場計画を定め、又は変更するに当たり、当該意見を尊重するものとする。

2　都道府県知事は、前条第二項のあつせんをしたにもかかわらず、なお受益者（保全沿岸漁場において漁業を営む者に限る。）の協力が得られないことにより沿岸漁場管理団体が保全活動を実施する上で支障が生じていると認めるときは、第五十八条において準用する第四十四条第一項若しくは第二項の規定又は第八十六条第一項、第九十三条第一項若しくは第百十九条第一項若しくは第二項の規定により必要な措置を講ずるものとする。

（保全活動の休廃止）

第百十五条　沿岸漁場管理団体は、都道府県知事の認可を受けなければ、沿岸漁場管理規程に基づく保全活動の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。

2　都道府県知事が前項の規定により保全活動の全部の廃止を認可したときは、当該沿岸漁場管理団体の指定は、その効力を失う。

3　都道府県知事は、第一項の認可をしたときは、その旨を公示しなければならない。

（指定の取消し等）

第百十六条　都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が保全活動を適切に行つておらず、又は第百九条第二項の規定により付けた条件を遵守していないと認めるときは、当該沿岸漁場管理団体に対して、保全活動を適切に行うべき旨又は当該条件を遵守すべき旨を勧告するものとする。

2　都道府県知事は、沿岸漁場管理団体が保全活動を適切に行つておらず、又は第百九条第二項の規定により付けた条件を遵守していないと認めるときは、当該沿岸漁場管理団体に対して、保全活動を適切に行うべき旨又は当該条件を遵守すべき旨を勧告するものとする。

3　都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた沿岸漁場管理団体がその勧告に従わないときは、その指定を取り消すことができる。

4　前二項の場合には、第八十九条第三項から第七項までの規定を準用する。

第五節　補則

（登録）

第百十七条　漁業権並びにこれを目的とする先取特権、抵当権及び入漁権の設定、取得、保存、移転、変更、消滅及び処分の制限並びに第九十二条第二項又は第九十三条第一項の規定による漁業権の行使の停止及びその解除は、免許漁業原簿に登録する。

2　前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3　第二十条第二項から第四項までの規定は、免許漁業原簿について準用する。

4　前三項に規定するもののほか、第一項の規定による登録に関して必要な事項は、政令で定める。

（裁判所の管轄）

第百十八条　裁判所の土地の管轄が不動産所在地によつて定まる場合には、漁場に最も近い沿岸の属する市町村を不動産所在地とみなす。

附則第三項を次のように改める。

3　排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）附則第二条の規定に基づく政令で指定する外国人に対し、同条の規定に基づく政令で指定する海域において特定水産資源の漁獲量の管理のための措置が行われていない場合は、農林水産省令で、その特定水産資源を指定して第二十五条及び第三十三条の規定を適用しないこととすることができる。

附則第四項から第九項までを削る。

（水産業協同組合法の一部改正）

第二条　水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）の一部を次のように改正する。

目次中「第三章　漁業生産組合（第七十八条―第八十六条）」を「第三章　漁業生産組合
第一節　事業（第七十八条）
第二節　組合員、管理、設立、解散及び清算（第七十九条―第八十六条の十二）
第三節　組織変更（第八十六条の二―第八十六条の十二）」に改める。

第三十九条の五第五項中「第三百八十三条第一項本文、第二項及び第三項」を「第三百八十三条第一項から第三項まで」に改め、「及び経営管理委員会」と」の下に「、同項ただし書中「監査役が二人以上ある場合において、第三百七十三条第一項の規定による特別取締役による議決の定めがあるときは」とあるのは「同項の組合にあっては」と、「同条第二項の取締役会」とあるのは「理事会」と」を加える。

第七十八条の見出しを削り、同条中「本章」を「この章」に改め、同条の前に次の節名を付する。

第一節　事業

第七十九条の前に次の節名を付する。

第二節　組合員、管理、設立、解散及び清算

第八十三条の五中「議決」を「決議」に改め、同条を第八十三条の六とし、第八十三条の四を第八十三条の五とする。

第八十三条の三中「すべて」を「全て」に改め、同条ただし書中「議決」を「決議」に改め、同条を第八十三条の四とする。

第八十三条の二中「組合の業務は」を「理事が二人以上ある場合において」に改め、「ときは」の下に「、組合の業務は」を加え、同条を第八十三条の三とする。

第八十三条の次に次の一条を加える。

（役員）

第八十三条の二　組合は、役員として理事を置かなければならない。

2　組合は、定款で定めるところにより、役員として監事を置くことができる。